

口頭発表

【分科会 1】

ジェンダーニュートラルトイレの導入を通じた生活の質の向上 - 海外での事例を通して -

同志社 A 班

○勝間 崇斗 (KATSUMA Shuto)・中森 亮介 (NAKAMORI Ryosuke)・金澤 美咲 (KANAZAWA Misaki)
(同志社大学 政策学部 政策学科)

キーワード：性的マジョリティ、性的マイノリティ、多目的トイレ

1. はじめに

本研究は、ジェンダーニュートラルトイレの導入が生活の質 (QOL) 向上に与える影響を検討するものである。従来、日本では「男女共用トイレ」を「ジェンダーレストイレ」と呼称してきたが、ワイカト大学 Ashe 教授によると国際的には”Gender-neutral Toilet”が一般的であるため、本研究ではこの呼称を採用する。これまで性的マイノリティの安全確保を目的とした議論が中心であったが、本研究はマジョリティにとっての利便性や快適性にも注目する。ニュージーランドの大学関係者へのインタビューおよび国内外の文献調査を通じ、ジェンダーニュートラルの社会的効果と課題を明らかにする。

2. 現在の問題



図1 公共トイレで困ったことを質問したアンケート結果

現在の日本では、多目的トイレと男女別トイレが一般的に普及しているが、いずれもすべての人々にとって安心して利用できる空間とは言い難い。多目的トイレは「誰でも使えるトイレ」とされる一方、本来は障害のある人々の利用を前提に設計されており、健常者の利用により本来の利用者が入室できない事例も報告されている。また男女別トイレでは、「利用すべきトイレがわからない」「周囲の視線が気になる」といった理由から、トランスジェンダー・ノンバイナリーの人々が利用を避ける傾向が指摘されている。さらに、「子ども連れの保護者」や「介護を行う家族」、「混雑時の女性トイレの待機問題」など、マジョリティを含む多様な人々にとっても課題は存在する。また、

ジェンダーニュートラルトイレの研究者であるワイカト大学 Ashe 教授のインタビューから、現地において制度設備や認知度の不足が課題として挙げられており、日本と同様に「誰もが使いやすいトイレ空間の実現」が共通の課題となっていることが確認された。

3. 期待できる効果

ジェンダーニュートラルトイレの導入は、トランスジェンダー・ノンバイナリーの人々だけでなく、シスジェンダーにとって多くの利点をもたらす。以下では、安全性、利便性、効率性の三つの観点から、その効果を整理する。

まず、安全性とプライバシーの向上である。ジェンダーニュートラルトイレは、個室に施錠設備や視線を遮る設計が施されており、心理的な安心感を高める。ニュージーランド警察によれば、トランス女性によるトイレ利用を巡る苦情や犯罪報告は確認されておらず、安全上の懸念は限定的であるとされる。ニュージーランドのアテアロアのトランスジェンダー・ノンバイナリーの人々の健康と福祉に関するコミュニティ主導の調査である

「Counting Ourselves」では、個室型のトイレ利用が心理的な安心感を著しく高めると報告されており、こうした構造はシスジェンダーにとっても快適性の向上につながる。

次に、利便性の向上である Bovens & Marcoci (2020) は、男女別トイレに比べて、ジェンダーニュートラルトイレでは女性の待ち時間が大幅に短縮されると示されている。300人(男女150人ずつ)の利用を想定したピーク時シナリオにおいて、女性の平均待ち時間が約364秒から34秒に短縮され、全体の合計待ち時間で換算すると1時間あたり約13.4時間分の削減効果が確認されている。男性の待ち時間はわずかに増加(約8秒)するが、全体効率性は大幅に向上する。

さらに、建設・運用コストの面でもメリットがある。建築設計会社 Trivers によれば、ジェンダーニュートラルトイレに統合することで必要面積を25%削減でき、洗面台や配管の共有化により施

工費も抑えられる。また、清掃や保守も一括で行えるため維持費も低減する。特に、新築施設では初期費用の抑制が可能で、複数階建ての建物ではコスト最適化が期待される。

以上のように、ジェンダーニュートラルトイレは性的マイノリティの尊厳確保にとどまらず、すべての利用者にとって安全性・利便性・効率性を高める。

4. 政策提言

ニュージーランドや各大学においては、新設または改修される施設の多くが、ジェンダーニュートラルな公衆トイレの設置や施設構造の変更を含む、「すべてのコミュニティセクターが普遍的にアクセス可能で、包括的に設計されている」ことを重視している。この理念を踏まえ、本提案ではニュージーランドにおけるジェンダーニュートラルトイレ導入ガイドラインに準拠し、ショッピングモールへの導入を推進することを目的とする。ニュージーランドのガイドラインでは、ジェンダーニュートラルトイレの基本要件として、①床から天井まで仕切られてプライバシー確保されている②洋式便器、洗面台、生理用品廃棄設備が各ブースに設置され、男性小便器は設置しない③片方の性別に限定されたエリアを通らず利用できる、以上の三点が重視されている。

まず、ショッピングモールへの設置を推奨する理由を三点挙げる。

第一に、ショッピングモールは多様な人々が日常的に利用する「公共性の高い空間」である点である。子ども連れ、学生、高齢者、障がい者、外国人観光客など、多種多様な利用者層が存在するため、「誰にとっても利用しやすいトイレ」が求められる環境である。ジェンダーニュートラルトイレの理念である「誰もが安心して利用できる空間」と極めて整合的である。

第二に、利用頻度の高さにより認知度の向上を図りやすい点である。ショッピングモールは多くの人が訪れる施設であり、日常的な利用体験を通じてジェンダーニュートラルトイレという概念を自然に理解してもらうことができる。公共施設や教育機関よりも、社会的認知の波及効果が大きいと考えられる。

第三に、安全性およびプライバシーの確保が容易である点である。モールには常駐の管理スタッフや防犯カメラが設置され、利用者の安全を維持する体制が整っている。また、施設更新が定期的に行われるため、改修や導入にかかるコストの吸収も比較的容易である。

設置場所としては、フードコートや映画館付近など、人の集中が想定されるエリアが適切であると考える。設置場所としては、フードコートや映画館付近など、人の集中が想定されるエリアが適切であると考える。また、設計の具体例として、

日本女子大学が作成し、グッドデザイン賞を受賞したジェンダーニュートラルトイレの設計図を参考にする。本設計は「安心・多様・快適」をキーワードに、利用者の動線確保とプライバシーの両立を重視しており、性別や年齢、身体状況を問わず誰もが利用しやすい構造となっている。

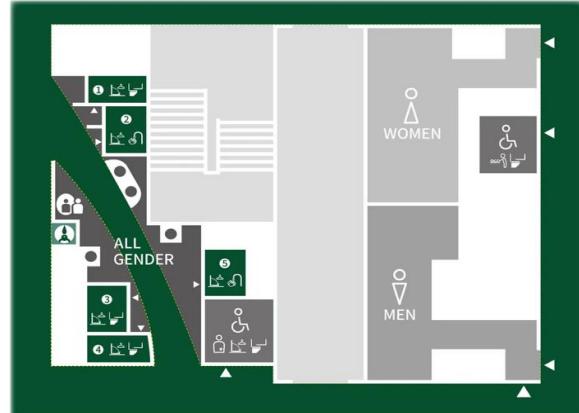


図2 ジェンダーニュートラルトイレのデザイン図（出典：日本女子大学）

この設計モデルを基に、段階的にモール内のトイレ改修を進めることで、利用のしやすさと安全性を実現できると考える。導入目標としては、設置エリアの約 70% をジェンダーニュートラル化し、段階的に既存施設へ拡大することで、最終的には公共施設全体への 100% 普及を目指す。この目標は単なる数値達成を目的とするものではなく、待ち時間の緩和、安心して利用できる空間の提供、生活の質(QOL)の向上を指標としている。女性用トイレの混雑緩和や、介助を必要とする利用者への支援が容易になるなど、具体的な改善効果が期待される。

以上のような段階的かつ効果志向の実施戦略により、ジェンダーニュートラルトイレは社会全体における利便性、快適性、安全性を向上させる有効な公共施策として位置づけられると考える。

参考文献

- (1) The New Zealand Herald. (2023, May 1). Public toilets and changing rooms going unisex bringing greater comfort to gender-fluid comfort stops. Retrieved from <http://archive.is/UtwZi>
- (2) Bovens, L., & Marcoci, A. (2020 July 20). The gender-neutral bathroom: A new frame and some nudges. Behavioural Public Policy. Cambridge University Press & Assessment.
- (3) Trivers, J. (2024, February 5). Best practices for all gender restroom design. Trivers. Retrieved from <https://trivers.com/best-practices-for-all-gender-restroom-design/>
- (4) 日本女子大学 (2024/10/16) PRESS RELEASE 日本女子大学が「2024 グッドデザイン賞」を受賞 <https://x.gd/LJ3RVx>

法教育促進のための効果的な学習支援方法の検討

- 高等学校教育を起点として -

京都府立大学公共政策学部 2回生佐藤ゼミ

○岡田 知輝 (Okada Tomoki)・高橋 輝樹 (Takahashi Koki)・脇 龍志 (Waki Ryuji)
(京都府立大学公共政策学部公共政策学科)

キーワード：法教育、クイズゲーム、高大連携

1. 研究の目的

様々な技術が発達し多様化、複雑化した現代社会では、それに伴う法的問題を適切に解決するためだけでなく、未然に紛争を予防するためには、法知識や法感覚、法的思考を早い段階から身に付けておくことが重要といえる。また、信頼度の高い情報に基づいた民主主義を実現するうえでも、有権者としての適切な政策判断を行うための前提となる法知識や法的リテラシーの習得が不可欠である。成年年齢や選挙年齢の引下げなどの法改正を受け、現在、文部科学省や法務省による法教育の促進に向けた取り組みが進められている。

しかし、法務省の「高等学校における法教育の実施状況に関する調査（令和5年3月）」（以下「調査研究報告書」という）によれば、「外部人材との連携による法教育の実施状況」については、「実施あり」は平成26年度調査（普通科）では37.8%、平成27年度調査（専門学科・総合学科）では28.9%であったが、令和4年度調査（学科不問）では24.7%（普通学科のみは22.7%、専門学科・総合学科あるいは27.6%）となっている。未実施理由で最も多いのは「連携した授業を行う時間がないから」の54.0%であった。法務省（法教育推進協議会）作成の「法教育教材の利用及び認知に係わる状況」については、「教材を知っているが利用しなかった」との回答が54.2%であり、法教育教材未利用の理由（複数回答）として「このような授業を行う時数の余裕がないから」が最も多く60.7%であった。このような調査結果から、高等学校の教育現場では、法教育の充実を図る時間的余裕がないことがわかる。

また、公民科目として「公共」を新設した新学習指導要領（平成30年告示）によれば、「法や規範の意義及び役割」「多様な契約及び消費者の権利と責任」「司法参加の意義」の3つの事項が「公共」の教育内容に挙げられている。ここでの法教育は、主に民主的な国家及び社会の形成者となる参加型市民の育成を目指すものといえるが、身近な法知識の習得がなければ、法への関心を養うことすら難しく、参加型市民の育成に繋がらないのではないか。

そこで、まず現時点における現役高校生、特に

選挙年齢に達する3年生の法知識の習得範囲、程度等を調査し、今後、法教育に追加すべき法知識や法領域を明らかにすることにした。そのうえで、教育現場で導入が困難な法教育を促進するために短時間で効果的な学習支援ツールについて検討する。具体的には、高校生が親しみやすく、かつ授業時間を使わずに取り組めるデジタルクイズゲーム形式の法教育教材の有効性を検討したい。

2. 研究方法

2.1 高校生アンケート調査

まず、4つの高校（京都府内2校、府外2校）3年生1211名を対象に、法知識の習得範囲、程度、出前授業受講の経験等の把握を目的としてWeb上のクイズ形式による事前アンケートを行った（実施期間：2025年6月10日～7月7日）。問題数はA問題15問、B問題15問の計30問とした。高等学校教材等を参照し、A問題は高校授業で学ぶと考えられる法律や法制度の範囲内、B問題はその範囲を超えた内容について出題した。出題形式は、3択の択一問題とした。

2.2 京都弁護士会法教育委員会ヒアリング調査

2025年9月8日にオンラインで京都弁護士会法教育委員会委員の弁護士の方に半構造化面接により、主に高校生への法教育促進に関する取り組みについてヒアリング調査を行い、法教育の現場のニーズや問題点を明らかにした。法教育委員会は、出前授業、ジュニアロースクール、高校生模擬裁判の支援、府市民講座などを企画し法的思考力を身につけてもらうためにさまざまな活動を行っている京都弁護士会の内部組織である。出前授業部会（教材等の検討）、企画広報部会（広報的活動）、府市民部会（裁判傍聴など府民向けの活動）の3部会がある。出前授業などは登録した希望者の弁護士が出講している。

2.3 クイズゲーム・復習クイズ実施後の調査分析

完成したクイズゲームを高校生にWeb上で実施してもらった。協力者は2.1の事前アンケート調査協力校のうち2校の高校生（2年生を含む）である。対象者にゲームの学習効果を確認する目的で、クイズゲームの内容に即した復習クイズと感想を内容とする事後アンケート調査も行った。

3. 結果

3.1 高校生アンケート調査

回答者数は 496 人／1211 人(回答率 40.96%)、平均点は 18.75 点／30 点であった。誤答の多い問題は、A 問題 1 問、B 問題 8 問であった。初めの設問とした「法律に関する出前授業や、大学の講義を受講した経験はありますか?」の回答は、「はい」55 人(11%)、「いいえ」441 人(88.9%) であった。全正答数に対する B 問題の正答数の割合は平均で 41% であった。

3.2 京都弁護士会法教育委員会ヒアリング調査

出前授業の実績は、2023 年度 24 校、2024 年度 32 校となっている。小中学校の依頼が若干多めであるという。

ヒアリングの結果、実際に法教育をするときは難しい理論よりも実生活に結びつくような話をすべきであること、生徒の興味を集める形式を採用すべきであること、生徒たちは思っている以上にニュースで取り上げられる法律等について認識していることなどの助言を得られた。また、学校に出講して授業を展開するのは時間的な制約があるという。講義形式よりクイズ形式で双方向に生徒主体で頭を使ってもらうことは有効ではないかとの助言を得た。

3.3 クイズゲームの作成と学習効果の分析

(1) クイズゲームの作成

法教育促進のための短時間で効果的な学習支援ツールは何かについて、3.1 と 3.2 の結果に加え、法務省の調査報告書も参考に検討した。その結果、デジタル化したコンパクトなクイズゲーム形式がよいのではないかという結論になった。クイズは 3.1 結果をもとに高校生に身近な民法、刑法、などを中心に出題することにした。準備のうえ、クイズゲーム(URL:<https://lawgame-proj.web.app>)、復習クイズ及びアンケート(フォーム利用)を作成した。

(2) クイズゲームの学習効果の分析

復習クイズ及びアンケートは計 147 名の高校生から有効回答を得ることができた。そのうち、クイズゲームに取り組んだ後に復習クイズ及びアンケートに取り組んだ人は 144 名(97.8%)だった。

ゲームで学んだ法知識の復習クイズでは、全 12 問を出題し、全体的に高い正答率を得ることができた。得点に対するクイズゲームの影響を把握するため、有効回答数(n=147) であった、8 項目を説明変数とし、目的変数をクイズの得点に設定して、重回帰分析を行った。重決定係数は 0.30 を得た。モデル全体としての統計的有意を表す F 値は 0.01 以下であり、統計的に有意であった。「ゲームの分量は適切でしたか?」と「このようなゲームは法教育の教材として有効だと思いますか?」

の問いは、どちらも p 値が 0.01 以下を示し、分量、法教育の教材として適切と感じた人ほど得点が高い結果を得た。また、「ゲームを繰り返し行って学習したいと思いますか?」については、負の係数となり、p 値が 0.01 以下であった。その他の変数に関しては、有意差は認められなかった。

また、ゲームの評価ポイントとしては、イラストが用いられていて取り組みやすかった、解説が丁寧でわかりやすかった、ゲームなので手軽に取り組めたといった意見がみられた。一方、改善点としては、文字が小さくスマホでは誤タップが多くかった、文章が長すぎて読みにくい、だんだん飽きてしまう、生成 AI のイラストを用いるべきではないといった意見がみられた。なお、ゲームやクイズを通して「法制度や法律、法政策への関心が高まりましたか」の回答は、「とても高まった」20.9%、「まあまあ高まった」45.9% であった。

5. 考察

前述のとおり、高校生の法教育にとって最も障壁となるのは時間である。高校生アンケート調査の法律に関する出前授業等の経験が少ないとという結果は、法務省の調査報告書の「外部人材との連携」の実施状況と通じるものがあった。

今回の法律クイズゲームを用いた調査結果は、法律に対する高校生らの興味関心を引き付けられたことを示しているといえる。結論としてゲームという手段は、その手軽さからも、学生たちの法律への興味関心を引き付ける足掛かりとして大いに有用であると考える。復習クイズの高い正答率、重回析の結果から、ゲームは法教育の教材として有効、すなわち、電子機器になじみ深い高校生たちに、ゲームならではの特徴を活かして手軽に、かつ、確かな法知識を習得してもらえたと考えられる。

その一方で、今後ゲームに新たな問題を加えれば加えるほど所要時間は増加してしまう。分量や学ぶべき法律の吟味が必要である。フィードバックにもあったように文字の大きさ、ゲームの展開の仕方など、ゲームの構造についての改良点なども今後の課題である。さらに効果的な学習支援ツールの検討を進めていきたい。

参考文献

- (1) 法務省委託調査「高等学校における法教育の実践状況に関する調査報告書」令和 5 年 3 月
文部科学省「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)
解説 公民編(平成 30 年 7 月)
- (2) 大村敦志(2015):『法教育への招待—法学から見た法教育—』、商事法務、pp. 173-174.
- (3) 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)
解説 公民編(平成 30 年 7 月)

子育て世代に寄り添うために - ベビーカーレンタルの観点から -

グループ名：幼児熱中症対策本部委員会

○山本詩桜 (YAMAMOTO Shio)・小原愛海 (OHARA Aimi)・宮川ひよ (MIYAGAWA Hiyo)・
奥歩美 (OKU Ayumi)・森田優輝 (MORITA Hiroki)・東野英一郎 (HIGASHINO Eiichiro)

(京都橘大学大学経済学部経済学科)

キーワード：少子化対策、ベビーカー、レンタル

1. はじめに

2012年12月に発足した第2次安倍内閣は、目玉政策の1つとして「アベノミクス」を掲げた。その中に海外の成長を国内に取り込むという文脈の中で「観光立国」の推進が表明された。また、昨今続く円安の影響を受けて、インバウンドは増加の一途を辿っている。オーバーツーリズムの影響により、地元住民が市営バスに乗れないなどの問題が日常的に散見されている。

そこでわれわれは、オーバーツーリズムの問題を詳細に検討していくと、京都府におけるインバウンドの増加によって、子ども連れの親子の中でもベビーカー利用者にしわ寄せがきているのではないかと予想した。そこで、われわれは既存のレンタルサービスの活用から新規サービスの提案を含めて、子ども連れの親子が過ごしやすくするための政策を検討した。

2. ベビーカー利用における現状と課題

まず、ベビーカーの利用率を見てみると、子どもがいる家庭のうち 77.6%が A型ベビーカーを「使用した（使用している）」と回答しており、子供を持つ家庭のおよそ 8割がベビーカーを所有している¹⁾。また、京都市の公共交通機関の利用者数は、鉄道・バス共に増加傾向にある²⁾。令和6年の地下鉄の利用者はコロナ禍前を上回り、過去最高となった³⁾。

その一方で、ベビーカー利用者は公共交通機関での利用に心理的負担を感じている。混雑時には周囲の視線が気になったり、乗降時に他の乗客の妨げになるのでは、と気を遣ったりするなど、安心して利用できるとはいえない。『公共交通機関におけるベビーカー利用に係る現状と課題』によるとベビーカーでの鉄道駅の利用環境はエレベーター設置等により改善することや、電車やバスの車両内でも、優先席の向かい側などにベビーカーや車いす利用者のためのスペースが設けられ、ベビーカーマークの制定以降は床や壁、車両外側などにマークが表示されるようになった⁴⁾。

しかし、実際にはベビーカー使用者が乗車してきても、ベビーカーマークがあるスペースを空けない乗客も散見され、制度面の整備だけでは十分

とはいえないのが現状である。その他にも混雑やスペースの制約、安全面への不安などから、ベビーカーを使いにくい環境だという現状である⁵⁾。

これらの理由で公共交通機関にベビーカーを乗せること自体がハードルになっており、「持ち歩かない」という選択をする家庭も少なくない。

このように子育て世代が周囲からのサポートや理解を十分に得られないと、子どもを持つことへのハードルを高め、出生率の低下にも影響を及ぼす可能性がある。

そこでわれわれは、「必要なときだけ借りられるベビーカーがあれば便利ではないか」と考え調査を行った。そこで「ベビカル」というサービスが全国で展開していることに注目した。「ベビカル」は、商業施設などに設置されたベビーカーをその場でレンタルできるというもので、親がベビーカーを持ち歩く負担を軽減し、ベビーカー購入にかかる費用を抑えることもでき、子育てをより快適にする目的を持つサービスである。

3. ベビーカーの利用状況に関する調査

「ベビカル」とは、全国各地に展開しているベビーカーレンタルサービスである。京都駅の「ベビカル」に聞き取り調査を行ったところ、運営は京都駅に委託しており、ベビーカーは月に約 40～60 台ほど貸し出されているという。利用者層については、日本人観光客は当日限りの短時間利用が多い一方で、外国人観光客は滞在期間に合わせて 2～3 日間利用するケースが多いそうである。これらのインタビュー結果から、ベビーカーレンタルの需要があることが分かる。

われわれはベビーカーレンタルの現状と課題をさらに検討するために、2025年10月6日に子育て世代が訪れるような場所をピックアップし、ベビーカー利用率が多いと予想される、蹴上駅、梅小路西駅、京都鉄道博物館、京都駅でフィールドワークとインタビュー調査を行った。ここでは、梅小路西駅と京都鉄道博物館での調査結果を示す。

まず、梅小路西駅は観光や周辺のホテルに宿泊するために訪れる外国人の利用が多い。駅係員によると、平日からベビーカー利用者数は把握できないほど多く、土日祝日はさらに多くのベビーカー

一利用者がいる。また、現在はベビーカーレンタルを設置するスペースは確保できないが、駅係員によると利用者数が多いことから需要が見込めるため、今後提案することが出来れば設置できる可能性もある。

最後に鉄道博物館でも調査を行った。当該施設は家族連での利用者が多く、ベビーカーが利用されている。鉄道博物館では、無料の貸出し用ベビーカーが18台設置されている。休日や雨の日は18台全てが利用され、晴れの日でも8割が利用されているという。実際に鉄道博物館の職員に、「駅にベビーカーレンタルを設置すること」に対する意見を聞いた。職員からは、「京都駅にベビーカーが設置されれば便利であると思う」という回答が得られた。

4. 政策提言および今後の展望

既存サービスの「ベビカル」の利用状況と、京都駅およびその周辺施設のベビーカーの利用状況から、われわれのグループは、ベビーカーレンタルの設置を提案する。

本サービスは、京都を訪れる観光客の家族連れや京都市内在住の子育て世代などのベビーカーを利用する機会の多い人々をターゲットにしたものである。設置場所は観光地付近のような利用率の高い駅を検討している。ベビーカーの利用ニーズが高い場所に設置することで高い利用率が見込まれると考えられる。

また、同一サービス内であれば貸出場所と返却場所を自由とし、利用料金の支払いはクレジット決済のみとする。加えて、ベビーカーレンタルには複数の利点が挙げられる。第一に、雨天時にベビーカーを自宅から持参する必要がなくなるため外出時の負担が軽減される。第二に、貸出および返却の場所が自由であるため満員電車等での持ち運びを回避できるなど、利用形態の多様化が可能となる。また、利用時間に応じた料金体系を導入することで、利用者は自身の利用目的に応じて柔軟に時間設定を行うことが可能になる。第三に、ベビーカーは一般的に高価ということもあり必要な場面に限定して利用したいと考える層にとって、ベビーカーレンタルサービスは経済的かつ気軽な選択肢となり、それぞれの家族の形に適合する新たな選択肢となり得る。

このようなベビーカーレンタルを設置することで、利用者にとって多くの利点が生まれると考える。最大の利点はベビーカーを購入する必要がなく、必要なときに一時的に利用できる点である。これにより、高額な購入費を抑えつつ、利用スタイルに合わせた使い方が可能となる。また、旅行客が自宅からベビーカーを持参する手間を省けるため、荷物を減らし、移動の負担が軽減できる。

さらに、ベビーカーレンタルはバスや電車などでも利用できるが、混雑時には使用を控え、観光地など必要な場面でのみ使用するなど、状況に応じて柔軟に使い分けられる点も挙げられる。これらの利点は段落2で述べたベビーカーの使用に対する課題を補うものであり、ベビーカーレンタルのサービスが必要とされる理由となっている。

一方で、設置や運営にあたってはいくつかの課題も考えられる。特に、どのようにベビーカーを管理するかが重要な問題となる。今回われわれが想定している「どこで借りても、どこでも返せる」仕組みにした場合、利用場所によってベビーカーの台数に偏りが生じる可能性がある。返却場所が自由であるため、ベビーカーの再配置や整備にかかる人的コストの問題が生じる。この問題を解決するために、利用開始場所に返却した場合は次回の利用を割引するなどの対策が必要である。

このベビーカーレンタルサービスを広めるためには、観光客と日常利用者の双方に向けた発信が重要であると考える。観光客には駅や観光案内所、宿泊施設などでの案内を充実させ、サービスの認知度を高める必要がある。日常利用者には商業施設や子育て支援施設などへの設置を進め、利用のきっかけを増やすことが効果的である。また、アプリやWebサイトを通じて空き状況や返却場所を確認できるようにすることで、利便性を向上させ、より多くの人に利用してもらうことが期待できると考える。

参考文献・参考サイト

- 1) 株式会社ベビレンタ、「『A型ベビーカーに関する実態調査 2025』入手方法や重視するポイントとは？」2025年2月20日
<https://prttimes.jp/main/html/rd/p/000000012.000113482.html> (最終アクセス日：2025年10月20日)
- 2) 京都市「令和5年度『歩くまち・京都』推進会議関連データ集」p.2-3
https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/content_s/0000325/325031/08_sankousiryou2.pdf?utm_source=chatgpt.com (最終アクセス日：2025年10月20日)
- 3) 京都市交通局、「市バス・地下鉄のお客様(令和6年度速報 値)」2025年6月30日
https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000342617.html?utm_source=chatgpt.com (最終アクセス日：2025年10月20日)
- 4) 国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する現状と課題」
<https://www.mlit.go.jp/common/001014270.pdf> (最終アクセス日：2025年10月20日)
- 5) 水野映子、「公共交通機関でのベビーカー利用のバリア～子ども連れの人がより外出しやすい社会を～」2023年3月p.1~2 <https://www.dlri.co.jp/files/ld/233512.pdf> (最終アクセス日：2025年10月20日)

貧困・孤食状態にある子どもたちを対象とした 子ども食堂の在り方

- 宇治市の就労移行支援事業所を事例とした企画設計 -

深尾ゼミ 15期生 福カフェプロジェクト

○内藤 世理 (NAITO Seri)・生田 知伽 (IKUTA Tomoka)・石井 朱莉 (ISHII Shuri)・
古賀 純太 (KOGA Junta)・三砂 菜美 (MISAGO Nami)
(龍谷大学政策学部政策学科)

キーワード：子ども食堂、貧困・孤食、就労移行支援事業所

1.はじめに

現代の日本では、共働き世帯の増加や家庭環境の多様化などを背景に、子どもの貧困や孤食といった問題が深刻化している。こうした子どもたちへの生活支援の一つとして、近年では、「子ども食堂」が注目されている。

子ども食堂とは、子どもに「無料」または「低料金」の食事を提供する場のことであり、地域交流の促進や、貧困・孤食といった問題への支援を目的として始まった。しかし近年では、子どもを中心に幅広い世代が食を通じて交流する「みんなの居場所」としての役割が強まっている。この側面も、もちろん重要ではあるが、孤食や貧困への支援という当初の目的への取り組みが薄れつつあることは現在の子ども食堂が抱える課題の一つであるといえる。

本研究では、子ども食堂が増加傾向にある一方で、支援を必要とする子どもたちに十分行き届いていないのではないかという仮説に基づき、京都府宇治市にある社会福祉法人「南山城学園」との協働を事例として、南山城学園および宇治市役所とのヒアリング、現地での実態調査やそこから見えた現状・課題の分析および実践的取組を通じて、就労移行支援事業所の特性を活かしながら、「支援を必要とする子どもに届けることのできる子ども食堂の在り方」について考察する。

2.子ども食堂の成り立ちと変遷

認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえによると、子ども食堂は2012年に東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」の店主が貧困や孤食の子どもたちに食事を提供するものとして始まったとされており、当初から「地域交流拠点」と「子どもの貧困対策」の二本足であったとされている。しかし、国立国会図書館の調査（大久保2021）によると、子ども食堂の運営目的として最も多いのは「子どもの居場所づくり」(88.4%) や「多世代交流」(83.7%) であり、「生活困窮家庭の支援」は6位 (54.6%) とほかに比べて低い割合となっている（表1参照）。このことから、現在

の子ども食堂は、国的に見て「地域交流拠点」として強く機能している一方で、「子どもの貧困対策」としての側面が、割合として低くなりつつあるということがわかる。

表1：子ども食堂の運営目的と利用条件（2021年）

順位	運営目的	割合 (%)
1位	子どもの食事提供	88.4
2位	子どもの居場所づくり	83.7
3位	ひとり親家庭お支援	59.6
4位	多世代交流	57.5
5位	地域づくり・まちづくり	56.4
6位	生活困窮家庭への支援	54.6
7位	親の子育て支援	51.9

(注)複数選択可（表1： 国立国会図書館調査及び立法考査局「子ども食堂の現状と課題」より筆者作成）

3.宇治市の子ども食堂の現状と課題

南山城学園が宇治市内の子ども食堂を対象に実施したアンケートによると、多くの運営者が「本当に必要としている人に届いていない」と感じている現状が明らかになった。運営者自身も、経済的に困難な家庭や孤食状態にある子どもたちが参加できていないことに課題意識を持っていることが分かった。

本プロジェクトが参与調査を行った、地域福祉支援センター城陽の「あんさんぶる子ども食堂」でも、地域の子どもたちが自由に集まり、遊びや食事を通じて交流する「居場所」としての側面が強かった。職員の方も経済的に支援を必要とする家庭からの参加は少なく、支援が本当に必要な人へ届いていないことが課題であると話されていた。

4.宇治市役所のヒアリング

支援を必要とする子どもに確実に届けることのできる子ども食堂に必要な要素を明らかにするために、10月8日に「宇治市役所子ども福祉課」にヒアリングを行った。ヒアリングから見えた課題を子ども食堂開設のプロセスにそって整理する。



図1：子ども食堂開設のプロセス (筆者作成)

4-1.対象を定める

行政との連携を通じて、貧困や孤食などの問題を抱える対象者を把握することで、真に支援を必要としている子どもたちに対して適切に食事支援を届けることが期待される。

4-2. 開催日時

子ども食堂では、開催日の固定化が重要である。開催日を定期的に設定することで、参加者が認識しやすく、継続的な利用が促進される。

また、宇治市役所へのヒアリングから、生活困窮家庭の子どもたちの中には複数の子ども食堂を日替わりで利用している現状がある実態が明らかになった。子ども食堂の多くは寄付金や補助金により運営されており、毎日の開催は困難であるためである。

このような状況を踏まえると、各食堂間で開催日時を調整し、特に生活保護費の支給前である月末に開催を設定するなど、支援が必要な子どもが継続的に参加できるような工夫が求められる。

4-3. 広報手法

行政との連携することで、貧困や孤食といった課題を抱える子どもの家庭に対し、直接的な広報活動を実施することで効率的に対象者にアプローチを図ることができる。

4-4. 提供方法

提供方法には、イートイン型、テイクアウト型・配達型の三パターンがあげられ、対象者に合わせた複数形態による運営の実現が必要である。

5. 政策提案

本章では、以上の宇治市役所へのヒアリングによって見えた子ども食堂を開設するうえでの留意点を踏まえ、南山城学園が経営する就労移行支援事業所「カフェさぴゅいえ」でどのような子ども食堂を設計するべきかを考案する。

5-1. 各プロセスでの設計について

第一に4章で述べたプロセスごとの提案を行う。

対象を定める過程では、宇治市役所子ども福祉課との連携を図る。子ども福祉課が把握する生活困窮世帯や孤食の子どもに関する情報をもとに、個人情報に配慮した上で優先的に案内する仕組みを構築する。これにより、支援を必要とする子どもに確実に食堂の情報を届けることができる。

開催日時は、生活保護費の支給が毎月1日から5日に行われるなどを踏まえ、月末の開催が効果的である。したがって、各月の最終土曜日を開催日とし、地域内の他の子ども食堂とネットワークを組み開催日を調整することで、継続的かつ安定的に子どもが利用できる環境を整備する。

広報においても行政との連携を重視する。子ども福祉課が対象の子どもに個別に周知することで、ステigmaを助長することなく、自然な形で参加を促すことができる。

提供方法については、4章第3節で述べた三つ

の提供方法を、対象者の状況に応じて組み合わせる。各子ども食堂で複数形態を取り入れる企画設計を行う。

5-2. 就労移行支援事業所で行う強み

就労移行支援事業所で子ども食堂を行う強みは大きく分けて二つある。

第一に、障害を持つ方の社会参画を促進するという点である。「カフェさぴゅいえ」では、就労移行支援事業の一環として、利用者が厨房業務に従事している。子ども食堂においても利用者が調理過程に携わる形で運営に参加することで、就労訓練の場としての機能を併せ持つことができる。また、子どもたちが楽しそうに食事をする姿に触ることは、利用者にとって社会とのつながりや生きがいを感じる契機となり、社会参加や就労意欲の向上にも寄与すると考えられる

第二に持続可能な運営モデルを形成できる点である。カフェでの食事や利用者が作って販売を行っている商品の売り上げの一部を、子ども食堂の運営資金に充てることで支援金に頼り切らない持続可能な運営モデルを形成することが期待される。

6. 今後の展望

以上のことから、支援を必要とする対象者に提供する子ども食堂の設計には、行政や周辺食堂との連携が不可欠であり、就労移行支援事業所での運営が、持続可能なモデル形成や多世代交流の場としての機能を果たすうえで重要であると考察した。

また福祉施設で行う子ども食堂は、単なる食の支援だけでなく、地域の中で誰もが居場所と役割を見つけられる共生の場となり、孤立の解消や地域コミュニティの活性化、利用者の社会参画につながり、持続可能な地域づくりにも寄与すると考える。

このような観点からも、貧困や孤食など、地域から隔離されがちな課題をもつ子どもを対象とする子ども食堂は一定数設置されるべきである。

今後は行政や他の子ども食堂とのネットワーク化、持続可能な運営モデルの設計について「カフェさぴゅいえ」での実践をもとにさらに研究することが求められる。

参考文献 最終閲覧日：2025年10月21日

- (1) 国立国会図書館調査及び立法考査局 社会労働課 大久保玲 (2023) 「子ども食堂の現状と課題」
(<https://okadashakyo.xsrv.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E9%A3%9F%E5%A0%82%E3%81%AE%E7%8F%BE%E7%8A%B6%E3%81%A8%E8%AA%B2%E9%A1%8C.pdf>)
- (2) 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ (2024) 「子ども食堂の現状&困りごとアンケート」
(https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2024/09/musubie_Qvo9B9.20b_Final_Ver..pdf)

若者が筋トレを始め易くするには京都市は どのような政策を実施すべきか

グループ名吉澤ゼミグループA

○樋口 悠介 (HIGUCHI Yusuke)・富士原 翔 (FUJIHARA Sho)

(京都産業大学法学部法律学科)

キーワード：市民体育館、筋トレ、初心者

1. 研究の目的

共同執筆者の一人である樋口は鍛え上げられた体に憧れがあり、週に4回ジムに通って本格的な筋力トレーニングを始めた。最初は思うように重量を持ち上げることができずに限界を感じていたが、継続するうちに少しづつ持ち上げられるようになり、身体的な変化だけでなく大きな達成感を得ることができた。この経験を通して、筋トレは単なる身体活動にとどまらず、成功体験の積み重ねを通じて自分の自信を高める有効な手段であると実感した。継続的な努力の積み重ねが、可視化される筋トレは自己肯定を高め、精神面の成長に繋がっていると実感した。この成功体験は自分の大きな自信になり身体だけでなく、精神面の成長にも大きく影響を与えることを知った。

しかし、同年代の仲間の多くは「お金がかかる」「初心者は恥ずかしい」といった理由から筋トレを始めることができていない。筋トレを通じて得られる成功体験や、達成感、自信の向上は若者の心身の健康に非常に有意義であると感じている。そこで本研究では、京都市街地在住の20歳前後の若者が高強度の筋トレを始めやすくするために、京都市がどのような政策を行うべきかを検討することにした。

2. 政策案の検討

[1] 民間ジムの支援

民間のジムを支援する政策である。たとえば、民間のジムを1回分無料で体験してもらい（当該利用料金は京都市が負担する）、気軽にジムを体験できたら筋トレを始めやすい環境を作れるかもしれない。しかし、樋口の経験からすると身体を鍛えていないものがいきなり本格的な設備で上級者が多い民間ジムに月契約をするには、初心者にとっての心理的ハードルが高い。

[2] 地域体育館の活用

共同執筆者の一人である樋口自身、筋トレを始める際にいきなり民間ジムに入会するのは心理的に抵抗があった。その理由として民間のジムでは身体を鍛えている利用者が多い中に身体を鍛えて

いない自分が入ることに対する不安や恥ずかしさがあり、いきなり民間のジムを契約するのは心細かった。そこでたまたま家の近くにあった地域体育館にトレーニングルームがあった。利用者は体を動かしたい高齢者の方々や、当時の樋口のような身体が細い筋トレ初心者のような学生が多く、安心してトレーニングを開始できた。地域体育館の利用料も1回ごとに利用料金を支払う方式で初回利用のハードルが低い。しかも1回460円と安価で、月定期券も存在するため経済的負担が少ない。このように地域体育館は初心者が入りやすい「入口」として大きな役割を果たしている。

[3] 小括

以上の検討から、若者が高強度の筋トレを始めやすい環境を作るためには、地域体育館のトレーニングルームを拡充することが最も有効であると考えられる。

3. 現行の政策

[1] 国の政策

国の政策として厚生労働省が出している「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」では、週2~3回の筋力トレーニングが推奨されている

(1)。しかし、実際に若年層が始めやすい環境を整える方策は具体的に示されていない。

[2] 京都府の政策

京都府ではかつて数十億円規模で島津アリーナを整備したが、それ以上増やす計画はない。

[3] 京都市の政策

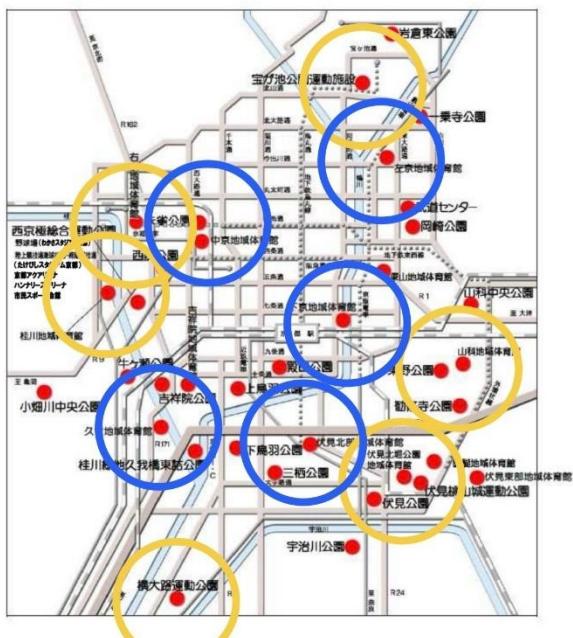
京都市においては「京都市基本計画」の中の「京都市スポーツ振興計画」で、京都市市民スポーツ振興計画の主要な施策のハードウェアに関する施策の中に、「この計画は、人口10万人程度、徒歩30分以内の生活圏に1箇所設置を目標として、京都市以外が所管する施設も含めて14箇所に地域体育館を設置する。」という計画がある。(2) 今現在、京都市にある、地域体育館は伏見北堀地域体育館、桂川地域体育館、醍醐地域体育館、宝が池公園運動施設、横大路運動公園体育館、山科地域体育館、東山地域体育館、右京地域体育館、左

京地域体育館、中京地域体育館、下京地域体育館、吉祥院地域体育館、久世地域体育館、西京極総合運動公園伏見東部地域体育館、伏見東部地域体育館、がある。しかし、その中の山科地域体育館、伏見北堀体育館、右京地域体育館、宝が池地域体育館、西京極総合運動公園、横大路運動公園の6箇所しかトレーニングルームはなかった。

4. 研究内容

本研究では、京都市街地在住の20歳前後の大学生が筋トレを始めやすくするための最も現実的かつ効果的な方策として、既存の地域体育館にトレーニングルームを追加整備する方式を研究した。京都市市街地には、すでに17箇所が整備されている。しかし、そのうち実際にトレーニングルームを備えるのは6箇所にとどまり地域間で運動機会に格差が生じている。この状況を踏まえ、既存の体育館に段階的に全身をくまなく鍛えられる程度のマシンがあるトレーニングルームを新設することが現実的だ。全身をくまなく鍛えられる程度のマシンは、肩、腕、胸、腹筋、背中、足を鍛えられるマシンを基準とする。

初心者が初回利用しやすいよう自転車で10分の距離である半径2キロ以内の距離で既存の体育館にトレーニングルームを新設したガイドマップを作成した。



図ジムを拡充するためのガイドマップ（3）

このガイドマップ上の円は約半径2キロメートルである。黄色の円は今現在、トレーニングルームが設置されている地域体育館を示しており、青色の円はトレーニングルームを追加整備すべき地域体育館を示している。

既存の地域体育館にトレーニングルームを追加

整備するために必要な条件はどのようなものか調べるために2025年9月10日にトレーニングルームが新設された右京地域体育館の事務局にヒアリングを実施した。

1. 元々どんな場所であったか
2. トレーニングルームを作るための面積
3. トレーニングルームを作るためのコスト
4. 新しく人員は増えたかどうか
5. なぜ新設したのか以上の5つの内容を質問した。

それに対する回答は、1. ロビー2. 縦900cm、横500cm3. リース契約で月2~3万円4. 増えておらず、今いる人のみで管理可能5. 元々ロビーが非常に大きく、なにか有効活用できないか考えたところトレーニングルームを新設するということになった。という結果が得られた。

この結果から、追加の人員は必要なくトレーニングルームの新設はある程度のスペースと費用を確保できれば十分に実現可能であると言える。

5. 結論

以上を踏まえて、同年代の若者が筋トレを始められやすい環境を作るべく、京都市の地域体育館のトレーニングルームを拡充するため、どのような政策が必要であるかを検討した。筋トレを始めるハードルが低い地域体育館には、筋トレ初心者に最も有効だと感じていたが、調べているうちに、地域体育館にトレーニングルームがある施設は数が少なく筋トレ初心者が始められるきっかけが足りていないことが分かった。樋口の経験のようにたまたま家の近くにあったから行ってみよう、といった経験を1人でも多くの若者ができるように既存の地域体育館にトレーニングルームを設置する必要がある。既存の地域体育館にあるスペースを確保して京都市街地在住の20歳前後の若者が筋トレを始めやすくするための最も現実的かつ効果的な方策として、既存の地域体育館にトレーニングルームを追加整備する方式を提案する。

参考文献（参照日10/10/9）

- (1) 厚生労働省 「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001194020.pdf>
- (2) 京都市「市民スポーツ振興計画」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/25-8-0-0-0-0-0-0.html>
- (3) 公益財団法人 京都市スポーツ協会
「京都市スポーツ施設利用案内」
https://www.kyoto-sports.or.jp/wp-content/themes/kyoto_sports/do_sports/image/pdf/riyou_024_9.pdf

京都府版デュアルスクールの導入に向けて - 子どもの学びで地域活性化に -

ちいかわチーム

○大谷愛美 (OTANI Ami)・久保柚葉 (KUBO Yuzuha)・野崎菜々香 (NOZAKI Nanaka)・
横田優斗 (YOKOTA Yuto)

(京都府立大学公共政策学部公共政策学科)

キーワード：デュアルスクール

1. はじめに

京都府では、少子化対策として結婚・出産・教育に至る総合的支援をしている。しかし、府の2024年の合計特殊出生率は1.05で全国ワースト4位であり、府の少子化が深刻化し地域の活気が薄れている。一方で、コロナ禍以降はリモートワークや二地域居住への関心が高まり、都市と地方を行き来する新しいライフスタイルが広がっている。しかし、子どもは学校の制約で親と共に移動できないという課題がある。そこで、都市部の児童が一定期間地方の学校に通う「デュアルスクール」が前述の課題解決に導くと仮説を立て研究を行った。

2. 研究目的

本研究は、徳島県の先行事例とデュアルスクールを行う全国の7つの自治体の事例を踏まえ、京都府での導入可能性を検討する。

3. 研究内容・概要

徳島県立総合教育センター及び株式会社あわえへのヒアリング調査とデュアルスクールを行っている7つの自治体へのアンケート調査を行い、デュアルスクールの効果・意義・成功要因・課題を考察した。

4. 研究結果

4.1 徳島県デュアルスクールについて

徳島県では、住民票を異動せず特定の理由で自分の区域外の学校に通学することを認める「区域外就学制度」を利用し、手続きの簡素化と学籍の確保を実現した。県は都市部と地方の教育委員会間の調整をしている。実施期間は5月～2月上旬、小学1年～中学2年生が対象である。県からの派遣講師が生徒を支援し「デュアルスクール日誌」で学習記録を都市部の学校に共有している。滞在先は実家、親戚宅、体験住宅、民宿などであり、2016年の開始以来、累計55件が実施され、

満足度が高く約3割がリピーターで、移住に繋がった事例もある。利用者の多くは子どもの多様な価値感の醸成、自然体験が目的であった。実際にデュアルスクールを経験した当事者の方々からは①保護者:普段できない川遊びや虫取りなどの身近な体験、学校での森林学習などができる。②児童:少人数クラスですぐ友達になれた。他学年の子と遊んで楽しかった。③受け入れ先の学校:他地域から異なる価値観を持つ子が来ることは、子ども達のいい刺激になる、という声があった。また、美波町では地域行事が復活するなど地域活性化にも寄与した。

一方で課題は、都市部の学校や受け入れる学校からの認知度の低さ、都市部の教育委員会からの制度に対する理解不足が挙げられた。そのため、制度の活用が進まなかった。

4.2 デュアルスクールを推進する企業

デュアルスクールは、徳島県にサテライトオフィスとして進出していた株式会社あわえの社長の「子どもと一緒に移動したい」という考えがきっかけだ。ホームページの作成や利用者対応といった業務は多大な時間と労力がかかるため、自治体で担うことは難しい。そのため、外部の専門組織に委託することで、円滑な制度運営と効果的な情報発信が可能となり、デュアルスクールの普及と定着に寄与する。

同社は、①利用希望者からの問い合わせ対応や教育委員会の調整②滞在施設の提案③幼い弟妹が同行する時の保育施設の調整④児童・家庭と地域・学校をつなぐ役割、利用者のサポート⑤広報、マニュアル作成を行い円滑な制度運営と効果的な情報発信が実現した。

4.3 他市町村のデュアルスクールについて

デュアルスクールを行う 7 つの自治体にアンケート調査を行い、うち山形県高畠町、長野県松本市、北海道上士幌町、愛媛県今治市、秋田県五城目町から回答が得られた。調査結果は、制度利用者の満足度は高いが、財源の確保、滞在先の確保、受け入れ校の負担が課題として多く挙げられた。山形県高畠町は株式会社あわえの支援を受けていたが、それ以外の自治体は市町村単位のため、受け入れる学校、地域、市教育委員会が上手く連携していた。また、広域自治体が主導する施策ではないため、局地的な過疎対策にしかなっていないという課題がある。市町村単位で実施していた他市町村では財源や滞在先の確保、受け入れ校の負担が課題となっていた。

5. 考察

デュアルスクールの直接的効果は、都市の児童の地方特有の経験、地元の良さの再発見が挙げられる。間接的効果は、保護者の新たな生活様式の実現促進や移住への懸念払拭、二地域居住・移住促進、地域祭礼の復活等の地域活性化がある。

デュアルスクールを実施する公共的意義は①交流人口や関係人口の増加が二地域居住や移住に繋がる②都市と地方双方での生活体験が子どもの多様な価値観を醸成するという 2 つが挙げられる。

デュアルスクールの成功要因は①県と市町村の役割分担が明確で、県が広域的な調整を行う。徳島県では県単位で実施することで学校間の連携や単位認定の簡素化、広域的な対応が可能になった。また一部業務を外部専門組織に委託したことで認知度の低さや学校事務の負担、滞在施設の不足といった課題に対応した②外部専門組織の株式会社あわえへの、市町村単独では難しい業務の委託③既存の制度（区域外就学制度や体験入学制度）の柔軟な活用の 3 つが挙げられた。

のことから都道府県と外部専門組織が協同して実施することで、より効果的かつ円滑な制度運営ができると考えられる。

6. 政策提言

京都府は、自然・文化・教育環境が地域ごとに異なり子どもに多面的な学びを提供できる。それを生かし京都府が主体となり運営する京都府版デュアルスクールを提案する。この制度では、府が全体の司令塔として制度設計と広域調整を行い、

自治体だけで対応できない点は外部専門組織に委託を行う。そして「区域外就学制度」を活用し、三大都市圏等の児童が住民票を移さずに府内の地域の学校に一定期間通えるようにする。三大都市圏等に絞る理由は、都市で経験できない少人数学級や地方での学びを提供するためである。府が中心となることで教育委員会との調整、滞在先の手配の実務を含め府内全域で制度を統一的に運用し、教育委員会間の調節や制度利用の基盤作りを円滑にできる。さらに、制度利用中の滞在先については京都府内の既存の「お試し移住住宅」制度を柔軟に運用する。

本制度のように教育施策を活用することで、都市部の児童は京都府の文化や自然、地域住民と触れ合い多様な学び、価値観を育む。保護者も二地域居住や地方移住を検討する契機となる。外部専門組織との協働で学校・行政・地域が連携した新しい教育の形が生じ、府全体の活性化に繋がる。

7. おわりに

本研究では、デュアルスクール制度の効果、公共的意義、成功要因、課題を明確にし、京都府版デュアルスクールを提言した。この制度により、子どもの教育の選択肢を広げることや京都府に子どもが来ることにつながり、地域に活気をもたらすだろう。

参考文献

- (1) 厚生労働省「令和 6 年（2024）人口動態統計月報年計（概数）の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/engai24/dl/gaikyouR6.pdf>
- (2) 株式会社あわえ「あわえ」
<https://www.awae.co.jp/>
- (3) 徳島県ホームページ『地方と都市を結ぶ学校の形「デュアルスクール」』
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoi/2016080900084/>

公共ライドシェア MM の実践を通じた 共創型スキームの提案

- 丹波篠山市大芋地区での事例から -

大谷大学野村実ゼミ大芋 MM チーム

○愛甲 真人 (AIKO Manato)・岡田 紗奈 (OKADA Sana)・池宮 伸晃 (IKEMIYA Nobuteru)・小川 千歩 (OGAWA Chiho)・赤嶺 太洋 (AKAMINE Taiyo)
(大谷大学社会学部コミュニティデザイン学科)

キーワード：共創型スキーム、MM、公共ライドシェア

1. はじめに

過疎地域等では既存の民営の路線バスやタクシーなどの事業者の撤退・廃業が相次ぐ中で、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）への期待が高まっている。一方で、先行研究でも指摘されるように住民ドライバーの高齢化や、後継者不足によってサービス維持が困難なケースも散見される。また筆者らの行ってきたフィールドワークからも、ドライバー確保だけでなく、新たな利用者獲得にも課題を抱えていることがわかった。

公共交通の利用促進策の一つに、モビリティ・マネジメント(以下、MM)があるが、これは人や地域の移動を望ましい方向へ自発的な変化を促す取り組みを指している（神田, 2014）。従来の MM では、鉄道やバスなどの乗合交通を対象に行われてきたが、公共ライドシェアに関わる体験会やその研究は管見の限り見当たらない。

そこで本研究では、兵庫県丹波篠山市大芋地区を対象地域とした「公共ライドシェア MM」の実践から、共創型スキームの導出を試みる。具体的に本研究では、地元組織と連携しながら、①利用者とドライバーへのヒアリング調査、②既存利用者への「ちょい乗り」体験会、③新たな利用者創出に向けた体験会、という 3 点を実施した。この結果、地域団体による課題解決に向けた自発的な取り組みへつなげている。

2. 先行研究

本研究で主題として取り上げる、過疎地域での公共ライドシェアの現状について國井・喜多(2022)は、自家用有償旅客運送がドライバーの高齢化や後継者不足などの問題からサービスの維持が困難になっているケースがあることを指摘する。こうしたことから、住民や地域組織のみで公共ライドシェアを維持していくことには一定の限界があることがうかがえる。

また野村(2025)は、本研究で中心的に取り上げる共創型 MM のスキームを提示している。このスキームは具体的に、自治会や地域自治組織にも参加を促しながら、地方自治体の役割を軽減しつつ、

大学などの地域外のアクターが伴走支援を行うものであるという。加えて、行政と地域のギャップを埋める外部のアクターの存在が必要であると考えられる。

さらに継続的な MM について、岡田 (2024) は地域外団体による伴走支援と地域での自走化を促進していくことが有用であるとしている。

以上の先行研究から、公共ライドシェアは地域内での交流やつながりを生む可能性のある一方で、後継者不足、ドライバーの高齢化により維持が困難になっている。このような課題を解消するためには、自治会や地域組織、地域外の伴走支援といった共創型での維持が必要である。

3. ケーススタディ：兵庫県丹波篠山市大芋地区での実践事例から

3.1. 対象地域および「大芋にこにこ号」の概要

丹波篠山市は兵庫県の中東部に位置しており、人口は 38,734 人 (2025 年 5 月) である。同市の東部に位置する大芋地区は人口 709 人 (2023 年 9 月)、高齢化率は 50% を超えている。市の公共交通再編によってコミュニティバスが地区内から撤退したことを背景に、2018 年から自家用有償旅客運送「大芋にこにこ号」の取り組みが開始された。

実施主体は地元住民によって構成される大芋地区有償運送事業運営協議会であり、通院や買い物など日常生活における移動を支える地域内輸送として機能している。丹波篠山市 (2024) では、地域交通を住民が支える意識の醸成を課題と位置付けている。

なお、利用対象者は大芋地区の住民とその親族、ドライバーは地元住民で構成されており、現在登録しているドライバーは 7 名で、2 台ある車両は丹波篠山市が協議会に貸与している。

にこにこ号の年間利用者数について、2020 年度から 1,000 人超を記録していたが、2024 年度には 723 人へと大きく減少しており、活動にあたっての意見交換でも、運営主体や地元組織は利用者数の回復を大きな課題として位置付けていた。

3.2. 利用者とドライバーへの事前調査

私たちは、にこにこ号の利用の現状と課題を調査するため、2025年6月に大芋活性化委員会（以下、活性化委員会）の協力のもと、にこにこ号の利用者とドライバーにヒアリング調査を実践した。今回の調査で得られた知見は、次の2点である。

第1に「ちょい乗り」、つまり短距離移動でも気兼ねなく使ってほしい、という意見がドライバーから得られた点である。普段は市内中心部への買い物や通院等で利用されることが多いが、いわゆる「ちょい乗り」利用は少ないことがわかった。

第2に、にこにこ号は住民等であれば誰でも利用できるにもかかわらず、「免許返納者などの一部の利用者に限定される」というイメージが浸透してしまっている点である。

3.3. 公共ライドシェアMMの実践

ヒアリング調査から得られた課題をもとに、私たちは2025年8月に「ちょい乗り」体験会、同年9月に、乗車体験会を実施した。乗車体験会では、にこにこ号の新規利用者数の獲得を目的に実践した。体験前のワークショップ（以下、WS）では、目的地である城下町エリアのマップを見ながら、にこにこ号を利用して出かけたい場所等を参加者が決定した。帰着後、「にこにこ号のよかつたところ」「日常生活で利用できそうな場面」などのテーマでWSを実施した。WSを通じて、先述のヒアリングと同様に、利用者が限定されているという認識がいまだにあること、その一方で、体験会参加者の利用意欲の高まりなどの意識変容がみられた。

この体験会を実施するにあたっての各アクターの役割を整理すると、活性化委員会が地域住民への声掛け、大学はWSなどの企画や運営を担った。さらに、住民の参加意欲を高める目的で、市の協力のもとで2,200円分のにこにこ号の回数券を配布した。なお、回数券作成にあたっては市からの依頼を受けて学生の方でデザインを行った。

以上の本実践を通じて、二者の意識変容が見られた。まず地域住民であり、先述の通り利用に対する意識変容と、にこにこ号の利用対象者に関する誤ったイメージの固定化を解消できている。次に地域組織であるが、今回の体験会をふまえて、2025年11月には活性化委員会が主体の乗車体験会の実施を予定している。こうした動きは、私たちの活動を契機として活性化委員会の主体性と協働意識が高まり、地域課題の解決に向けた自発的な行動へつながったことを示している。

4. 公共ライドシェアMMの実践を通じた共創型スキームの提案

以上をふまえて、公共ライドシェアのような住民が共助的に取り組む公共交通を維持・活性化していくための「共創型スキーム」を提案する。

この共創型スキームは、運用イメージを図1に示しているが、外部アクター、行政、地域（地域組織および住民等）の3つが参加し、公共ライドシェアなどのMMを継続的に実施していくことを目指すものである。このスキームは、3つのアクターが図1のような組織体として連携・協働を図りながら、大学等の外部アクターは伴走支援と活性化を目指して参画しつつ、地域の「自走」ができれば、その役割を弱めていくなど、柔軟に運用できることが特徴として挙げられる。

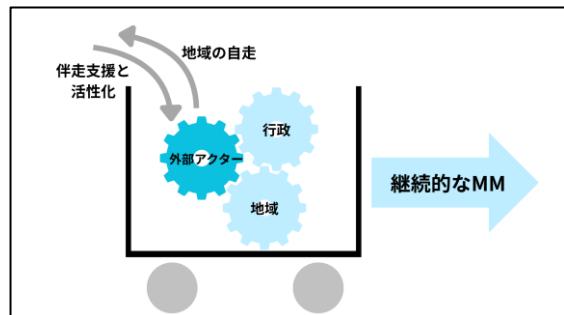


図1 共創型スキームの運用イメージ

MMは従来、比較的大規模の大きな都市で、かつ行政職員等で中心的な役割を担う存在がいる場合に実施してきた傾向にある。一方で、今回の共創型スキームの試験的な運用を通じて、大芋地区のように規模の小さな集落でも、また専門性を有する人がいなくとも実施可能であることがわかった。

特に、地域と行政、利用者とドライバーといった、さまざまな「間」に外部アクターが入り込むことで、地域組織との連携による行政の手の届きにくい住民層へのアプローチが可能となっている。

以上のことから、公共ライドシェアなどの小規模な公共交通の利用促進に課題を抱えており、また規模の小さな自治体や集落単位でも実施可能なスキームであることから、地域組織等への取り組みの具体的なヒントとなると考えられる。

参考文献

- (1) 岡田紗奈(2024) :「地域共創型モビリティ・マネジメントの提案—ソーシャルマーケティングを活用した利用促進策—」関西交通経済研究センター奨励賞受賞論文
- (2) 神田佑亮(2014) :「地域におけるモビリティ・マネジメントと展開のポイント」第35回総合的交通基盤整備連絡会議
- (3) 國井大輔・喜多秀行(2022) :「過疎地域の公共交通におけるライドシェア活用の課題と将来展望」『土木学会論文集D3』
- (4) 国土交通省(2025) :「「交通空白」解消に向けた取り組み方針2025」
- (5) 丹波篠山市(2024) :『丹波篠山市地域公共交通計画』
- (6) 野村実(2025) :「共創によるモビリティマネジメントの実践とその意義」『大谷大学社会学部研究年報』第2号

地方議会における女性議員割合の増加に向けて - 市町村パネルデータ分析に基づく提案 -

伏見 ウォーデンズ

○桐村 健太 (Kenta KIRIMURA)・田村 和摩 (Kazuma TAMURA)・村田 祐貴 (Yuki MURATA)・歌丸 玄人 (Haruto UTAMARU)

(龍谷大学経済学部現代経済学科)

キーワード：女性議員割合、女性参画、地方議会

1. はじめに

国際比較でみた日本のジェンダーギャップ指数は、総合スコアが主要先進国と比べて低位にとどまる。とりわけ「政治参画」と「経済分野のリーダーシップ」に大きな遅れがあることが一貫して指摘されている（男女共同参画局 2025）。2024 年における女性議員比率は都道府県議会では 14.6%、市区議会では 20.3%、町村議会は 14.1%と低水準である（国立女性教育会館男女共同参画リーフレット 2025）。このように我が国における政治分野の女性参画は非常に乏しい状況にあると言える。

女性議員を増やすためには、女性の立候補者数の増加が不可欠である。そこで本研究では女性の立候補者の増加を目的とする政策提言を行う（第 4 節）。ただし、立候補した女性が当選しなければ女性議員割合の増加にはつながらない。そのため、第 3 節では、女性立候補の増加が女性当選率につながるかに関して実証的に検証する。

2. 先行研究と本研究の位置づけ

山本(2023)は、女性議員がいる場合はいない場合と比べて、ワークライフバランスと社会的弱者に対する政策が多く導入されていることが明らかとなっている。中村(2018)は、女性議員比率が高い自治体ほど教育支出比率が有意に高くなることを明らかにしている。Political Parity(2015) は、アメリカで女性議員が増加することで教育、医療、育児支援、福祉、労働環境などの政策が優先されやすくなることが確認されている。このように女性議員割合が増えると社会的に有益な効果が現れることが先行研究により明らかとなっている一方、筆者の知る限り、女性議員当選率の規定要因を探る計量的研究は不足している。そこで本研究では近畿地方 7 府県の市町村別 2 期間パネルデータを用い、女性立候補率とその当選率との関係を実証的に検証する。そのうえで、女性立候補者数を増やすための政策提言を行う。

3. 分析

3.1 分析方法

本節では、地方議会選挙における女性立候補率が当選率に与える影響を実証的に検証する。

分析では近畿圏 2 府 5 県（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）を対象とする。議会により選挙年が異なるため 2013 年～2016 年、2017 年～2020 年の 2 期間における市町村議会データを扱う。分析方法には固定効果モデルを採用し、地域固有の要因（個別効果）と年ごとの時点的要因（時点効果）を制御したうえで、女性立候補率が当選確率に与える影響を推定する。主要説明変数は「女性立候補率」とし、立候補数のうち女性立候補数の割合とした。主要な制御変数には「投票率」「無投票ダミー」「競争率」を選定した。「無投票ダミー」は立候補者が議席定数と同数もしくはそれ以下となるために競争がない選挙の場合に 1 をとる変数である。「競争率」は立候補数に対する議席定数とした。また、地域構造や社会的背景に関わる変数として「 $\log(\text{人口})$ 」、「高齢化率」、「財政力指数」を制御変数とした。これらの変数は議会データに最も近い 2015 年、2020 年のデータを使用した。

表 1 データの出典と基本統計量

変数名	平均値	出典
女性当選率	0.14635	選挙ドットコム
女性立候補率	0.13953	選挙ドットコム
投票率	0.5503	選挙ドットコム
無投票ダミー	0.0793	選挙ドットコム
競争率	1.192	選挙ドットコム
総人口(人)	98795	e-Stat 「総人口」
高齢化率	0.3247	e-Stat 「65 歳以上人口」「総人口」
財政力指数	0.5595	e-Stat 「財政力指数」

注) 筆者作成

3.2 分析結果

表 2 分析結果

被説明変数		女性当選率
説明変数 (単位)		係数 (標準誤差)
説明変数	女性立候補率	0.8962*** (0.0463)
制御変数	投票率	-0.0578* (0.0279)
	無投票ダミー	-0.0463* (0.0200)
	競争率	0.0417* (0.0206)
	Log(人口)	-0.0074 (0.0657)
	高齢化率	-0.0784 (0.2163)
	財政力指数	-0.1435 (0.0803)
時点効果	あり	
個別効果	あり	
自由度修正済決定係数	0.63864	

注) 筆者作成。***p<0.001, **p<0.01, *p<0.05。サンプルサイズ=227

固定効果モデルの推定結果から、地方議会における女性当選率を規定する主要因として女性立候補率の増加が確認された。係数は0.8962であり、有意水準5%で統計的に有意であった。選挙環境に関する変数では、競争率の係数が0.0417と統計的に有意な正の影響力を持ち、定数に対して候補者が多い、すなわち一定の競争が存在する状況ほど女性当選率がわずかに高まる傾向が示唆された。他方で、無投票ダミーは-0.0463であり有意水準5%で統計的に有意であった。これは、ほかの条件を一定としたときに無投票の選挙が行われた地域では、女性当選率が約0.05低下することが明らかになった。これらは、「適度な競争の確保」「無投票の抑制」が女性当選機会の拡大に資することを示唆している。

4. 政策提言

前節の結果をもとに、女性立候補率が向上した場合に女性当選率がどの程度向上するかを、福知山市を事例として具体的に示してみる。福知山市の2023年市議会議員選挙における女性立候補率は17.2%である。仮に、女性立候補率が2倍になる（約17.2%増大する）と、女性当選率は約15.4%上がる。そのため、女性当選率は17.2%から32.6%になり、約1.9倍となる。したがって、女性立候補率の増加の効果は大きいと考えられる。本研究における政策提言として、女性の立候補者の増加に向けた提案を行う。

女性の立候補者を増やす政策として、兵庫県小野

市で行われた「おのウイメンズ・チャレンジ塾」という取り組みを参考に政策を提言する。まず、小野市の実績として、2007年から12年間に3度の選挙を経て、女性議員の数を0/18から7/16に増やした。この取り組みは、政治家経験者、現職の政治家から議会の仕組み、参画の意義を学ぶものである。この講座では2022年度までに延べ195人が修了しており、市議選での女性候補の半分に当たる5人が講座の受講生であったという成果をあげている。女性議員比率を向上させるために、このような講座はもっと広い範囲でしていく必要がある。そこで本研究では、自治体、大学、NPOが連携して行う女性候補者育成講座の開催を提案する。大学で行うことでも若い世代の女性をターゲットにし、かつより多くの人に講座の存在を知ってもらうという狙いがある。内容は、政策立案、広報戦略、資金調達などの実務を学び、地域課題を題材に模擬政策提言、模擬選挙の実施である。財源としては、地域女性活躍推進交付金を拡充し、自治体の申請枠に「政治参画人災育成事業」を新設し確保する。実施の主体は地方自治体で、大学、NPOが講座の設計、講師の派遣などを行う。地域女性活躍推進交付金を使用し大学で講義を行った事例として、「大学での講話・意見交換会（青森県）」、「女子学生向けセミナー（京都府）」（男女共同参画局2023）などがある。

このような育成講座の展開は、政治分野におけるジェンダー平等を実現し、地域社会の多様性と持続可能性を高めるものである。女性が政治に参加しやすい環境整備を整えることが女性参画につながると期待される。

参考文献

- 男女共同参画局（2025）：男女共同参画に関する国際的な指標
- 国立女性教育会館男女共同参画統計リーフレット（2025）
- 山本英弘（2022）：女性議員が増えると何が変わらぬか？-市区町村議会における実証的検討-、旭硝子財団助成研究成果報告、91巻、pp.1-6.
- 中村光穂（2018）：女性議員と政策決定1-女性議員割合の変化は政策決定に影響を与えるのか
- Political parity(2015) : Why Women? The Impact of Women in Elective Office
- 神戸新聞NEXT（2023）：宝塚市議選で女性当選者が過半数に 小野市議選でも当選の4割超 全国屈指の女性比率に
- 内閣府男女共同参画（2022）小野市（兵庫県）
- 男女共同参画局 地域女性活躍交付金(2023)：若年女性の県内定着促進事業【青森県】
- 男女共同参画局 地域女性活躍交付金(2023)：コロナ下における雇用・就業に関する女性への影響を踏まえた女性の就業支援事業【京都府】